

証券コード 3545
2019年12月4日

株 主 各 位

東京都大田区平和島三丁目3番8号
株式会社デファクトスタンダード
代表取締役社長 尾 嶋 崇 遠

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月18日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2019年12月19日(木曜日)午後5時(開場:午後4時30分) |
| 2. 場 | 所 | 東京都大田区平和島三丁目3番8号
山九平和島ロジスティクスセンター 7階
(道順等の詳細は末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 第16期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | | 当社とBEENOS株式会社との株式交換契約承認の件 |

以 上

~~~~~  
○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

○本招集ご通知の内容は、早期に情報をご提供する観点から、発送に先立って当社ウェブサイト (<http://www.defactostandard.co.jp/>) に掲載いたしました。

○本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.defactostandard.co.jp/>) に掲載させていただきます。従いまして、本招集ご通知の計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。

○株主総会参考書類のうち、BEENOS株式会社の定款の定めおよび同社の最終事業年度に係る計算書類等の内容につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社のウェブサイト (<http://www.defactostandard.co.jp/>) に掲載しておりますので、株主総会参考書類には記載しておりません。

○株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.defactostandard.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

( 2018年10月 1 日から )  
( 2019年 9 月30日まで )

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、依然として多くの職種で深刻な人手不足感が強く、雇用者数の緩やかな増加が続いていることから、個人消費は堅調に推移しております。消費増税によるマイナス影響は、教育無償化などの負担軽減策により大幅に緩和される見通しで、今後も人手不足による底堅い所得の伸びが個人消費を下支えする見込みです。

当社が属するリユース業界では、個人間取引でリユース品の売買を行う「フリマアプリ」の浸透などを背景に、市場全体としては広がりが見られます。一方でフリマアプリやシェアリングの流行による中古市場活況の中、ユーザーの選択肢が広がることで、サービスの選別がより厳しくなっていくことが見込まれます。

このような環境の下、当社はリユース・ブランド及びファッション商品等(バッグ、洋服、時計、アクセサリ、財布、その他)に特化した買取・販売を、「ネット専業リユース事業」及び「その他事業」として展開してまいりました。

買取面では、プレゼントキャンペーンやWEBページのSEO対策、リピーター施策等による訴求を着実に続けながら、WEB動画広告等を用いてターゲットを明確に絞った広告展開を行ってまいりました。買取商品としては、引き続きセカンドブランド(リユース品としての平均販売価格が1千円以上1万円未満となる商品)が中心ですが、その中でも比較的高単価の商品(“セカンドハイ”商品)の買い取り強化をプロモーションした結果、買取単価が上昇いたしました。

その結果、当事業年度における買取申し込み件数は412,714件（前期比6.3%減）となったものの、買取金額は7,261,181千円（同13.0%増）となりました。

販売面では、商品単価の上昇等により売上総利益率は42.9%（前期比6.1ポイント減）となりました。今期のテーマである自社販路強化の取り組みといたしましては、ブランディア経済圏の機能拡充を目的として、2019年1月には購入金額の一部を手数料として支払うことで、最大10日間自宅で試着することができる「試着サービス」、2019年5月にはブランド品のサブスクリプション型シェアリングサービス「ブランディアレンタル」をそれぞれ開始し、ユーザーの「買う」「売る」の循環促進を図ると同時に、新たな「借りる」という選択肢も加えることで、より一層ユーザーのニーズに合った利用の促進のため努力してまいりました。「ブランディアレンタル」については、2019年7月にブランディアオークションのメニューとして追加し、本格的なサービスを開始しております。

また、10連休となった今年のゴールデンウィーク中に遅れた未出品在庫は当事業年度の下半期に出品を強化し、売上高の増加を目指してまいりました。

費用面では、引き続き出品業務の在宅ワーク化を進め、業務人件費を削減する一方で、広告宣伝費の費用対効果が改善した結果、当事業年度における広告宣伝費は1,360,464千円（前期比17.1%減）となりました。

その他の取り組みとして、2019年9月に㈱wajaの営むマーケット事業の譲り受けを行いました。今回譲り受けた対象事業は、世界のバイヤーが現地で仕入れた商品等を販売する「WORLDROBE」など3つのマーケットが集まるマーケットモール「waja」(<https://www.waja.co.jp/waja/>)を展開しておりますが、その販路は主に自社サイトに留まっておりました。今回の当社との連携により、当社が既に保有しているさまざまな販売チャネルを同時に利用することで販売強化が図れます。また当社においてもこれまでにない新たな商材（含む新品商材）を取り込むことにより、品揃えの強化が一層進むことになります。

今後は当社で購入された新品及び中古商品がブランディアの買取に回るというサイクルを作ることができると考えておりますが、これは創業以来、リユース（中古）品に特化してきたサービスからの転換であります。この度の事業譲受が新品商品又はアウトレット商品を買いたいユーザー、海外のレアなブランド品を手に入れたいユーザー等のニーズを満たし、ブランディアが目指す世界観へ近づく、大きな一歩となると考えております。

当社は、中長期的な利益成長のために、自社販路の売上高比率を高めることが必要と考え、期初から戦略的投資を行っていましたが、当事業年度の上半期の暖冬による冬物商材の販売不振及び自社販路の集客の遅れ等により、売上高の伸びに当初の見通しよりも時間を要したこと、また2019年10月1日の消費増税前に増加を見込んでいた中高額商材の販売が想定より伸び悩んだこと等を受け、売上高は11,460,388千円（前期比0.9%減）、営業利益は33,877千円（同92.0%減）、経常利益は60,773千円（同85.9%減）、当期純利益は40,338千円（同86.3%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

a) ネット専業リユース事業

ネット専業リユース事業については、引き続き広告宣伝費の投下により買取商品が増加したものの、自社販路の集客の遅れ等による販売の減少及び売上総利益率の低下によるセグメント利益の減少の結果、外部顧客に対する当事業年度の売上高は10,841,447千円（前期比0.6%減）、セグメント利益（売上総利益）は4,790,876千円（同13.4%減）となりました。なお、当事業は2019年9月に行った事業の一部譲受の影響を含んでおります。

b) その他事業

その他事業については、法人向けの卸販売よりも個人向けのインターネット販売（ネット専業リユース事業での販売）を優先したこと等により減少し、外部顧客に対する当事業年度の売上高は618,941千円（前期比6.4%減）、セグメント利益（売上総利益）は127,220千円（同7.9%減）となりました。

## 事業別売上高

| 事業区分            | 第 15 期<br>(2018年9月期)<br>(前事業年度) |       | 第 16 期<br>(2019年9月期)<br>(当事業年度) |       | 前事業年度比増減  |       |
|-----------------|---------------------------------|-------|---------------------------------|-------|-----------|-------|
|                 | 金 額                             | 構成比   | 金 額                             | 構成比   | 金 額       | 増減率   |
| ネット専業<br>リユース事業 | 10,907,598千円                    | 94.3% | 10,841,447千円                    | 94.6% | △66,150千円 | △0.6% |
| その他事業           | 661,110                         | 5.7   | 618,941                         | 5.4   | △42,169   | △6.4  |
| 合 計             | 11,568,709                      | 100.0 | 11,460,388                      | 100.0 | △108,320  | △0.9  |

### ② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は69,908千円となりました。主要な設備投資の内容は、本社事務所兼倉庫で使用する梱包機の購入2,168千円、事業譲受に伴う設備7,326千円及びのれん45,791千円の取得であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却及び売却等はありません。

### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

### ④ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は2019年9月1日付で、(株)wajaのマーケット事業を譲受けております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 13 期<br>(2016年9月期) | 第 14 期<br>(2017年9月期) | 第 15 期<br>(2018年9月期) | 第 16 期<br>(当事業年度)<br>(2019年9月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 9,627,522            | 10,514,280           | 11,568,709           | 11,460,388                      |
| 経 常 利 益 (千円)   | 315,862              | 441,813              | 429,778              | 60,773                          |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 207,338              | 304,427              | 294,577              | 40,338                          |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 30.99                | 33.50                | 32.54                | 4.42                            |
| 総 資 産 (千円)     | 3,814,190            | 4,058,978            | 4,348,405            | 4,270,536                       |
| 純 資 産 (千円)     | 3,117,176            | 3,314,254            | 3,619,822            | 3,614,535                       |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 345.31               | 368.99               | 396.61               | 396.03                          |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式数、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、2016年6月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を、2018年3月16日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

| 会 社 名           | 資 本 金    | 当社に対する<br>議 決 権 比 率 | 当 社 と の 関 係 |
|-----------------|----------|---------------------|-------------|
| B E E N O S (株) | 2,775百万円 | 57.16%              | 役員の兼任2名     |

- (注) 1. 有価証券報告書の提出会社であります。
2. 親会社との間で重要な取引関係はなく、取引を始める場合には事業上の必要性や取引条件の合理的妥当性を判断し、取引が客観的に妥当な条件で行われることに留意することとしております。また、親会社との間で事業上の競合は発生しておりません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、「私たちは既成概念にとらわれず、新たな価値を見出し、デファクトスタンダードを作り出します。」を企業理念とし、中長期ビジョンとして、ブランド品を“お得”で“便利に”、インターネット上で安心してご利用いただけるサービス構築を掲げ、その実現に努めております。具体的には以下の項目に対処すべき主要課題と捉えております。

##### ①販売戦略について

当社が行うリユース品の販売において、これまでは、ヤフー(株)が提供するインターネットオークション「ヤフオク!」を主力として、当社が運営する「ブランディアオークション」、楽天市場、eBay等のオークション・ECサイト等の多数のチャネルに同時出品してまいりました。

一方、当社運営の販売サイト「ブランディアオークション」の拡大については、今期の重要な戦略テーマと位置づけ、当社売上高に占める構成比は、2018年9月期は売上高全体の31.8%から、2019年9月期は33.4%へと引き上げてまいりました。今後も自社販路をさらに強化する上で、以下の3点が重要と考えております。

##### a)品揃えの拡大

当社の取扱商品はセカンドブランド(リユース品としての平均販売価格が1千円以上1万円未満となる商品)が中心でありましたが、今期はその中でも比較的高単価の商品(“セカンドハイ”商品)の買い取り強化を進めて品揃えの強化を図ってまいりました。

〔(1)当事業年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果〕に記載のとおり、2019年9月に(株)wajaの営むマーケット事業の譲り受けを行いました。この事業譲受により、自社販路へ国内未発売のインポート商品や新品商材が新たに追加され、品揃えの拡大に寄与いたしました。今後も、wajaを通じて商品拡充を進めてまいります。

##### b)サイト利便性の向上と集客

世の中にはファッション、ブランド品の購入可能なWEBサイトが多数存在いたしますが、大量の商品から自分の趣味趣向に合った商品を選ぶには、まだまだ不便があるものと考えております。当社はブランド品に特化し、画像認識、AI、機械学習などを用いて偶発的な商品との出会いから、より精度の高いレコメンドなどを通して、ユーザーの求める商品を見つけやすいW

E Bサイトを提供したいと考えております。また、この自社販路への集客においては、当社が創業以来構築したさまざまな販路からの誘導により、効率の良い集客を目指してまいります。

#### c) 当社ならではの差別化サービスの創造

ユーザーは、ブランド品を手に入れる際、また手に入れた後にさまざまな課題を抱えていると当社は考えており、それらを解決するサービスを生み出すことによって、ユーザーに選ばれるサービスを創造してまいります。当事業年度に開始した「試着サービス」は、ユーザーがブランド品を手に入れる前の不安を一部解決できたと考えており、今後も引き続きこのようなサービスを生み出すことで、他社との差別化を図ってまいります。

### ②商品買取の強化について

#### a) 新規ユーザーの開拓

近年、リユース市場は拡大傾向にあるものと考えられますが、2017年3月に公表された「2016年度 使用済製品等のリユース促進事業報告書」（環境省）によると、過去1年間の不用品の売却・引渡しの未経験者の割合は約6割である一方で、リユースの取組意向は約9割と高いことから、リユースに関する潜在的需要は相応の規模であるものと考えられます。

当社事業においては、これらの潜在的需要を開拓していくことが事業成長において重要であると考えております。特に、新規ユーザーの獲得においては、当社サービスがインターネット専業であり非対面での取引に終始する形態であるため、ユーザーが査定品を当社に預けることに不安を感じるという側面があります。

当社は、業務フローを整備して商品管理を徹底し、またプロモーション活動において安心・信頼感を醸成していくことで、新規ユーザーの開拓を推進しており、今後も一層の強化を実施していく方針であります。

併せて、過去、自社販路で商品販売を行った、買取サービス未経験の顧客に対し「下取り」サービス等を訴求することで、循環型のブランドエコノミーの確立も進めてまいります。

#### b) 既存ユーザーの活性化

当社の業容拡大においては、新規ユーザーの開拓と並行して既存ユーザーを活性化することが重要と考えております。既存ユーザーに対してはリピータビリティと買取単価の引き上げを狙うため、メールマガジンやダイレクトメールを中心とした定期的なコンタクトを図っております。その結果、延べ約308万人・約140万ユニークユーザー（2019年9月30日時点）の既存ユーザー中、2度以上当社サービスを利用されるユーザーは約44万人にまで拡大しております。さらに、利用実績に応じたユーザーランク別のアプローチにより、延べユーザー数に対する当社基準による優良顧客（当社との取引において、累計100,000円以上の買取金額が発生しているユーザー）の買取金額割合は、2011年9月期の約19%から2019年9月期には約54%まで高まっており、今後も継続的に引き上げを図ってまいります。

#### c) “セカンドハイ”商品に対する戦略的買取値付け

上記「①販売戦略について」に関連して、自社販路の拡大には幅広い品揃えが重要と認識しております。従来当社が収益源としていた“低単価アパレル”商品（商品ジャンルが洋服であって、リユース品としての平均販売価格が数千円の商品）に加え、今後は“セカンドハイ”商品のさらなる買取強化が必要と考えております。

そのため、これら“セカンドハイ”商品に対しては、従来よりも高い買取価格を提示する「戦略的買取値付け」を行い、幅広いユーザーから商品を集められるよう努めてまいります。

#### ③事業成長に向けた買取・販売体制の強化

当社では、より多くのユーザーの買取・購入ニーズに迅速に対応するための人材確保が課題と考えております。そのため、各業務に即した自社システムの開発及び活用による業務オペレーションの仕組化・効率化の推進、人材の早期育成のための査定・出品業務等の各種業務に応じた研修カリキュラム策定等により、確保した人材の早期戦力化を図っております。さらに、梱包、配送の業務負担を軽減するため、在宅、社外で業務を行う人材への梱包業務等の在宅ワーク化（アウトソース化）を進めております。

今後も、パート・アルバイトを含めた多様な人材の確保及び繁忙期及び業務集中時期におけるアウトソースの活用等を推進することで、より効率的に事業を拡大できるよう体制構築に努めてまいります。

#### ④技術革新への対応について

当社は、インターネットを活用したE C事業を展開しておりますが、E C事業は技術革新及びそれに基づく新サービスの導入が相次いで行われる変動の激しい業界であります。当社においては、組織的なエンジニアの採用及び育成に努め、自社開発による買取査定アプリのリリースやスマートフォン向け広告施策の実施等を推進しておりますが、今後においても、より一層の開発力の強化に努めてまいります。

#### ⑤新たな事業への取組みについて

当社は、自社において蓄積するブランド・ファッション分野のリユース品にかかる買取・販売データや査定・真贋鑑定ノウハウ、自社物流拠点を保有していることによる物流ノウハウ、在宅ワーカー管理ノウハウ、「ブランディア」のブランドイメージ及びサイト集客ノウハウ等は有用な資産であり、今後の業容拡大にあたってはこれらの資産を有効活用することが必要と考えております。

2019年5月に始めた「ブランディアレンタル」では、これまでのユーザーの「買う」「売る」の循環に加え、新たな「借りる」という選択肢も加えることで、より一層ユーザーのニーズに合った利用を模索してまいりました。今後においても、当社保有資産を活用した事業展開について、継続して検討していく方針であります。

(5) 主要な事業内容 (2019年9月30日現在)

| 事業区分            | 事業内容                                                                             |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| ネット専業<br>リユース事業 | ブランド、ファッション中古品を主としたインターネット型中古品買取・販売事業（ネットを通じた宅配買取：「ブランドディア」運営、販売店舗を有さないネット販売を行う） |
| その他事業           | ネット専業リユース事業で買い取った商品の外部業者に対する卸販売事業等                                               |

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年9月30日現在)

|       |        |
|-------|--------|
| 本社兼倉庫 | 東京都大田区 |
|-------|--------|

(7) 使用人の状況 (2019年9月30日現在)

| 事業区分 | 平均年齢(歳) | 平均勤続<br>年数(年) | 使用人数(人) | 前事業年度末比増減  |
|------|---------|---------------|---------|------------|
| 共通   | 34.9    | 4.2           | 92(665) | 26名増(95名減) |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。）は、年間（2018年10月1日から2019年9月30日まで）の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 使用人は各事業共通のため、事業別の記載はしていません。
3. 2019年9月期中では従業員数が26名増加しております。主な理由は、ネット専業リユース事業において事業譲受をしたことによるものであります。一方で、臨時雇用者数の平均人員は95名減少しております。主な理由は、ネット専業リユース事業のリユース品の販売の際に必要な商品撮影等の業務を、臨時雇用者による作業から在宅ワーカーへの業務委託へシフトさせていることによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年9月30日現在)

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2019年9月30日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 25,980,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 9,140,000株  |
| (3) 株主数      | 1,941名      |
| (4) 大株主      |             |

| 株 主 名                                                                           | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| B E E N O S (株)                                                                 | 5,215,000株 | 57.15%  |
| 尾 嶋 崇 遠                                                                         | 660,000    | 7.23    |
| 伊 藤 忠 商 事 (株)                                                                   | 450,000    | 4.93    |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株)<br>( 信 託 □ )                                                  | 430,800    | 4.72    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行<br>(株) ( 信 託 □ )                                               | 405,900    | 4.45    |
| 吉 川 直 樹                                                                         | 238,800    | 2.62    |
| 永 井 詳 二                                                                         | 100,000    | 1.10    |
| 石 田 和 也                                                                         | 70,000     | 0.77    |
| 水 元 公 仁                                                                         | 63,000     | 0.69    |
| BNYM SA/NV FOR BNYM FOR<br>BNY GCM CLIENT ACCT E<br>PSMPJ (常任代理人(株)三菱UFJ銀<br>行) | 40,000     | 0.44    |

(注) 上記のほか、当社所有の自己株式15,016株がありますが、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当社の政策保有株式に関する方針

当社は、政策保有株式を有しておりません。また今後も保有しない方針であります。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2019年9月30日現在）  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2019年9月30日現在）

| 会社における地位      | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                               |
|---------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 尾 嶋 崇 遠 | －                                                                                                                                                                                                          |
| 取 締 役         | 植 松 勇 人 | マーケティング部長<br>クリエイティブ部長                                                                                                                                                                                     |
| 取 締 役         | 丸 尾 隆   | 管理部長                                                                                                                                                                                                       |
| 取 締 役         | 中 村 浩 二 | BEENOS(株)代表取締役副社長<br>兼グループCFO<br>tenso(株)取締役<br>モノセンス(株)取締役<br>BEENOS Asia Pte.Ltd.<br>Director<br>(株)ショップエアライン取締役<br>(株)BEENOS Partners代表取締役<br>社長<br>台湾転送股份有限公司董事<br>BeeCruise(株)取締役<br>JOYLAB(株)代表取締役社長 |
| 取 締 役         | 和 出 憲一郎 | ワイデアンドパートナーズ(株)代<br>表取締役                                                                                                                                                                                   |
| 取 締 役         | 佐 藤 桂   | 佐藤桂事務所代表<br>(株)SBI証券社外監査役<br>gooddaysホールディングス(株)<br>社外取締役<br>(株)ケイブ社外取締役（監査等委<br>員）                                                                                                                        |
| 常 勤 監 査 役     | 岡 本 吉 光 | 丸善工業(株)非常勤顧問                                                                                                                                                                                               |
| 監 査 役         | 上 保 康 和 | BEENOS(株)取締役（監査等委<br>員）<br>(株)ショップエアライン監査役<br>tenso(株)監査役<br>モノセンス(株)監査役<br>BeeCruise(株)監査役<br>JOYLAB(株)監査役                                                                                                |
| 監 査 役         | 星 野 隆 宏 | (株)エンバイオ・ホールディング<br>ス監査役<br>K&L Gates 外国法共同事業法<br>律事務所パートナー<br>一般社団法人かけはし理事長                                                                                                                               |

- (注) 1. 取締役和出憲一郎氏及び佐藤桂氏は、社外取締役であります。
2. 取締役中村浩二氏は、非業務執行取締役であります。
3. 監査役岡本吉光氏及び星野隆宏氏は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役岡本吉光氏及び監査役上保康和氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役岡本吉光氏は、長年にわたり金融機関に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。

- ・監査役上保康和氏は、長年にわたり事業会社に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
- 5. 監査役星野隆宏氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
- 6. 当社は、取締役和出憲一郎氏、取締役佐藤桂氏、監査役岡本吉光氏、監査役星野隆宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款規定に基づき当社が取締役中村浩二氏、取締役和出憲一郎氏、取締役佐藤桂氏及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

### 取締役及び監査役の責任限定契約

取締役及び監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 額           |
|--------------------|-----------|---------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 6名<br>(2) | 58,320千円<br>(7,200) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2)  | 13,200<br>(9,600)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 9<br>(4)  | 71,520<br>(16,800)  |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年6月30日開催の第2期定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2015年6月8日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

- ② 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。
- ③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

**(4) 社外役員に関する事項**

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役和出憲一郎氏は、ワイデアンドパートナーズ(株)代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役佐藤桂氏は、佐藤桂事務所代表、(株)S B I 証券社外監査役、gooddaysホールディングス(株)社外取締役、(株)ケイブ社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役岡本吉光氏は、丸善工業(株)非常勤顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役星野隆宏氏は、(株)エンバイオ・ホールディングス監査役、K&L Gates 外国法共同事業法律事務所パートナー、一般社団法人かけはし理事長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 和 出 憲一郎 | 当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。また、定期的に監査役会と独立社外取締役間で会合を行うほか、適宜、代表取締役との意見交換も行っております。                                                                                                              |
| 取締役 佐 藤 桂   | 当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、主に当社の財務会計面について、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、定期的に監査役会と独立社外取締役間で会合を行うほか、適宜、代表取締役との意見交換も行っております。                                                                                                                 |
| 監査役 岡 本 吉 光 | 当事業年度に開催された取締役会、監査役会の全回に出席し、監査役としての豊富な経験に基づき、意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、取締役会のほか、経営会議及びコンプライアンス委員会に出席し、取締役の意思決定や職務執行の適法性・相当性について監査し必要に応じて意見を述べるとともに、代表取締役、各所管部門長、内部監査部門長並びに会計監査人と定期的に会合し、内部統制システムの整備・運用状況などについて意見交換を行っております。 |
| 監査役 星 野 隆 宏 | 当事業年度に開催された取締役会、監査役会の全回に出席し、主に法律面で弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                                                                                                                                                        |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 14,500千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 14,500千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

#### 【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】

当社は、継続的な成長、企業価値の増大を図るため、経営意思決定の迅速化、適時情報開示等による経営の透明性の確保、経営の監督機能の強化等、コーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識し、体制の強化に努めております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### (i) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員は、企業倫理規程に基づいて、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものいたします。

#### (ii) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し反社会的勢力からの不当要求に対しては屈せず、反社会的勢力から経営活動の妨害や被害、誹謗中傷などの攻撃を受けた対応を管理部で一括管理する体制を整備し、警察等関連機関と連携し、組織全体で毅然とした対応をいたします。

#### (iii) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書取扱規程に定められた期間保存・管理をするものいたします。

なお、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

#### (iv) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理体制については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、管理部を責任部署といたします。また、管理部は、具体的なリスクを想定、分

類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとし、定期的に取り締役会に対してリスク管理に関する事項を報告するものいたします。

なお、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定するものいたします。

(v) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的に共有する事業計画を定め、各担当取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとし、その達成に向けて月次で予算管理を行うほか、主要な指標については、日次、週次で進捗管理を行うものいたします。

定時取締役会については、月1回開催し、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行うものいたします。

(vi) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社経営企画室は、内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行います。

(vii) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査担当部署である経営企画室の従業員が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合、監査役はそれを指定できるものとしております。

(viii) 監査役を補助すべき使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役より監査業務に係る指揮命令を受けた経営企画室の従業員は、所属する上長の指揮命令を受けないものいたします。また、当該従業員の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査役の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものいたします。

(ix) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

常勤監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧するものいたします。また、取締役は、取締役会等の重要な会議において、業務の執行状況を報告するものいたします。なお、取締役及び従業員は、重大な法令違反等及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告するものとし、監査役は必要に応じていつでも取締役及び従業員に対し報告を求めることができるものいたします。

(x) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

本項目は、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を指すものであり、当社社内規程「企業倫理規程」の内部通報制度においても明記しています。

(xi) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制

監査役がその職務の執行に関し会社に費用の前払い等の請求をしたときは、会社は当該請求に係る費用ないし債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできません。

(xii) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、いつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができるとともに、監査役の社内の重要な会議への出席を拒まないものいたします。また、監査役は、内部監査部門と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人、法律顧問と意見交換等を実施できるものいたします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①コンプライアンス体制の整備状況

当社は、企業の存立と継続のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと「コンプライアンス規程」を制定し、全ての取締役、執行役員及び使用人が法令・定款の遵守はもとより、社会規範を尊重し、社会人としての良識と責任をもって行動するべく社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

具体的には、経営会議において、半期に一度コンプライアンス委員会を開催し、役職員に対するコンプライアンス意識の普及、啓発を図っております。委員会の事務局は、内部統制部門（経営企画室）が担当し、事務局長を内部統制部門責任者（経営企画室担当役員）として定めております。

また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として、「コンプライアンス規程」内に内部通報制度を整備しております。

内部監査におきましても、法令遵守状況を監査項目に定め、各部署で法令違反が行われていないことを定期的にチェックし、社長に報告する体制を整えております。

### ②リスク管理体制の整備状況

当社は、様々なリスクに対して、リスク発生の未然防止策や事前に適切な対応策を準備することにより、損失の発生を最小限にするべく、「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。具体的には、内部監査部署である経営企画室が内部監査においてリスク管理体制全般の有効性をチェックする体制を整えております。業務執行の意思決定の記録となる稟議制度においては電子稟議システムを導入し、必要に応じて監査役及び管理部門がその内容を常時閲覧、チェックできる体制を構築しております。

また、経営危機の際には代表取締役社長を本部長、管理部担当役員を事務局長とするリスク対策本部を設置し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討することとしております。更に、地震、火災等の災害に対処するため、「緊急事態対応マニュアル」を制定し、不測の事態に備えております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

### ③情報セキュリティ、個人情報保護等の体制整備状況

当社は、業務上取り扱う顧客等の情報及び当社の企業情報を各種漏洩リスクから守るため、「情報セキュリティ管理規程」を定め、代表取締役社長を情報セキュリティ管理責任者として情報資源の保護に取り組んでおります。

また、個人情報保護については「個人情報保護基本規程」を定め、組織における責任と役割を明確にして、セキュリティ強化のための体制を構築しております。また、2011年9月26日にはJIS Q 15001に基づく個人情報保護マネジメントシステムを整備し、プライバシーマークの認定を取得しました。その後も継続的にマネジメントシステムを改善し、認証を維持しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|--------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |                  | <b>(負 債 の 部)</b>     |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>3,773,694</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>519,749</b>   |
| 現金及び預金             | 975,910          | 買掛金                  | 38,149           |
| 売掛金                | 281,450          | 未払金                  | 221,126          |
| 商 品                | 2,253,231        | 未払費用                 | 103,733          |
| 貯 蔵 品              | 3,240            | 未払法人税等               | 9,397            |
| 前 渡 金              | 737              | 前 受 金                | 34,228           |
| 前 払 費 用            | 36,047           | 預 り 金                | 112,413          |
| そ の 他              | 223,076          | そ の 他                | 699              |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>496,842</b>   | <b>固 定 負 債</b>       | <b>136,251</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>303,322</b>   | 資産除去債務               | 136,251          |
| 建 物                | 366,679          | <b>負 債 合 計</b>       | <b>656,000</b>   |
| 減価償却累計額            | △100,827         | <b>(純資産の部)</b>       |                  |
| 建 物 (純 額)          | 265,851          | <b>株 主 資 本</b>       | <b>3,613,794</b> |
| 工具、器具及び備品          | 69,347           | <b>資 本 金</b>         | <b>1,209,422</b> |
| 減価償却累計額            | △32,260          | <b>資 本 剰 余 金</b>     | <b>1,119,672</b> |
| 工具、器具及び備品(純額)      | 37,087           | 資本準備金                | 1,119,672        |
| 建設仮勘定              | 383              | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>1,295,595</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>58,768</b>    | その他利益剰余金             | 1,295,595        |
| ソフトウェア             | 13,739           | 固定資産圧縮積立金            | 14,762           |
| の れ ん              | 45,028           | 繰越利益剰余金              | 1,280,833        |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>134,751</b>   | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△10,896</b>   |
| 敷 金                | 66,613           | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>741</b>       |
| 繰延税金資産             | 66,379           | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>3,614,535</b> |
| そ の 他              | 1,758            | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>4,270,536</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>4,270,536</b> |                      |                  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2018年10月 1 日から )  
( 2019年 9 月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額        |
|-----------------------|------------|
| 売 上 高                 | 11,460,388 |
| 売 上 原 価               | 6,542,291  |
| 売 上 総 利 益             | 4,918,097  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 4,884,220  |
| 営 業 利 益               | 33,877     |
| 営 業 外 収 益             |            |
| 受 取 利 息               | 12         |
| 助 成 金 収 入             | 11,617     |
| そ の 他                 | 16,568     |
| 営 業 外 費 用             |            |
| 為 替 差 損               | 1,302      |
| 経 常 利 益               | 60,773     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 60,773     |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 38,938     |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △18,502    |
| 当 期 純 利 益             | 40,338     |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2018年10月 1 日から )  
( 2019年 9 月30日まで )

(単位：千円)

|                  | 株主資本      |           |              |                 |               |              |         |             |
|------------------|-----------|-----------|--------------|-----------------|---------------|--------------|---------|-------------|
|                  | 資本金       | 資本剰余金     |              | 利益剰余金           |               |              | 自己株式    | 株主資本<br>合 計 |
|                  |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | その 剰 余 金        |               | 利益剰余金<br>合 計 |         |             |
|                  |           |           |              | 固定資産圧縮<br>積 立 金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |         |             |
| 当期首残高            | 1,209,422 | 1,119,672 | 1,119,672    | 15,954          | 1,284,927     | 1,300,882    | △10,896 | 3,619,080   |
| 当期変動額            |           |           |              |                 |               |              |         |             |
| 剰余金の配当           |           |           |              |                 | △45,624       | △45,624      |         | △45,624     |
| 当期純利益            |           |           |              |                 | 40,338        | 40,338       |         | 40,338      |
| 固定資産圧縮<br>積立金の取崩 |           |           |              | △1,191          | 1,191         | －            |         | －           |
| 当期変動額合計          | －         | －         | －            | △1,191          | △4,094        | △5,286       | －       | △5,286      |
| 当期末残高            | 1,209,422 | 1,119,672 | 1,119,672    | 14,762          | 1,280,833     | 1,295,595    | △10,896 | 3,613,794   |

|                  | 新株予約権 | 純資産合計     |
|------------------|-------|-----------|
| 当期首残高            | 741   | 3,619,822 |
| 当期変動額            |       |           |
| 剰余金の配当           |       | △45,624   |
| 当期純利益            |       | 40,338    |
| 固定資産圧縮積<br>立金の取崩 |       | －         |
| 当期変動額合計          | －     | △5,286    |
| 当期末残高            | 741   | 3,614,535 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年11月11日

株式会社 デファクトスタンダード

取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤 健文 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 篠塚 伸一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デファクトスタンダードの2018年10月1日から2019年9月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月19日

株式会社デファクトスタンダード 監査役会

常勤監査役 岡本 吉光 ⑩  
(社外監査役)

監査役 上保 康和 ⑩

社外監査役 星野 隆宏 ⑩

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

経営体制の強化を図るため、取締役の員数の上限を6名以内から10名以内に変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                           | 変 更 案                                              |
|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| <b>【取締役の員数】</b><br>第19条 当社の取締役は、 <u>6</u> 名以内とする。 | <b>【取締役の員数】</b><br>第19条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。 |

### 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、本定時株主総会において第1号議案が承認されることを条件として、経営体制の強化のため3名を増員し、取締役9名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏名<br>(生年月日)                                        | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 ) |                                  | 所有する当社<br>株式の数(株) |
|------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------|-------------------|
| 1          | お じ ま たかとお<br>尾 嶋 崇 遠<br>(1978年<br>5月18日)<br>(再任)   | 2002年4月                                             | 国際証券(株)(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株))入社 | 660,000           |
|            |                                                     | 2003年9月                                             | (株)インタートレード入社                    |                   |
|            |                                                     | 2006年1月                                             | 当社取締役                            |                   |
|            |                                                     | 2012年9月                                             | 当社取締役副社長                         |                   |
|            |                                                     | 2012年10月                                            | 当社経営企画室長                         |                   |
|            |                                                     | 2013年4月                                             | 当社代表取締役社長(現任)                    |                   |
| 2          | う え ま つ は や と<br>植 松 勇 人<br>(1983年<br>6月5日)<br>(再任) | 2007年4月                                             | (株)ネットプライス(現BEENOS(株))入社 当社へ出向   | 10,000            |
|            |                                                     | 2008年4月                                             | 当社へ転籍                            |                   |
|            |                                                     | 2013年10月                                            | 当社マーケティング部長、クリエイティブ部長(現任)        |                   |
|            |                                                     | 2014年12月                                            | 当社取締役(現任)                        |                   |
| 3          | ま る お たかし<br>丸 尾 隆<br>(1979年<br>8月7日)<br>(再任)       | 1999年12月                                            | 任意団体 神宮前.org参加                   | 5,000             |
|            |                                                     | 2001年6月                                             | イレギュラーズアンドパートナーズ(株)入社            |                   |
|            |                                                     | 2006年9月                                             | スマートシステム(株)入社                    |                   |
|            |                                                     | 2009年2月                                             | 当社管理部入社                          |                   |
|            |                                                     | 2009年10月                                            | 当社管理部マネージャー                      |                   |
|            |                                                     | 2012年4月                                             | 当社管理部長(現任)                       |                   |
|            |                                                     | 2015年12月                                            | 当社取締役(現任)                        |                   |

| 候補者<br>番 号 | 氏名<br>(生年月日)                                       | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社<br>株式の数(株) |
|------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4          | なかむら こうじ<br>中村 浩二<br>(1968年<br>1月20日)<br>(再任)      | 1990年4月<br>1996年12月<br>1999年9月<br>2001年5月<br>2003年12月<br>2004年12月<br><br>2007年12月<br><br>2008年9月<br>2011年12月<br>2012年2月<br><br>2012年9月<br>2013年1月<br>2014年4月<br>2014年5月<br>2015年4月<br>2015年11月<br>2017年10月<br>2018年3月 | 野村證券(株)入社<br>(株)ハイパーネット入社<br>キャピタルドットコム(株)入社<br>(株)コーポレートチューン設立 代表取締役<br>(株)ネットプライス(現BEENOS(株)) 監査役<br>(株)ネットプライスファイナンス 代表取締役<br>社長<br>(株)ネットプライス(現BEENOS(株)) 常務取締役<br>兼CFO<br>当社取締役(現任)<br>tenso(株)取締役(現任)<br>(株)ネットプライスドットコム(現BEENOS(株))<br>代表取締役副社長兼グループCFO(現任)<br>モノセンス(株)取締役(現任)<br>BEENOS Asia Pte.Ltd. Director(現任)<br>(株)ショッピングエアライン取締役(現任)<br>(株)ネットプライス取締役<br>(株)BEENOS Partners代表取締役社長(現任)<br>台湾転送股份有限公司董事(現任)<br>BeeCruise(株)取締役(現任)<br>(株)帝国酒販(現JOYLAB(株)) 代表取締役社長<br>(現任) | —                 |
| 5          | わ い で けんいちろう<br>和出 憲一郎<br>(1953年<br>4月22日)<br>(再任) | 1976年4月<br>1982年1月<br><br>2006年2月<br>2010年12月<br>2013年12月<br>2014年6月<br>2014年8月<br><br>2014年10月<br>2015年12月                                                                                                           | (株)富士銀行(現(株)みずほ銀行) 入行<br>(株)インターナショナルコミュニケーションスト<br>ラテジーズ(株)ジェネラルソリューションズに<br>社名変更) 設立 代表取締役<br>日本財務翻訳(株)設立 代表取締役<br>(株)オークファン取締役<br>(株)リアルワールド取締役<br>(株)ロックオン(株)イルグルムに社名変更) 取締役<br>ワイデアンドパートナーズ(株)設立 代表取締役<br>(現任)<br>(株)PLAN-B取締役<br>当社社外取締役(現任)                                                                                                                                                                                                                                      | —                 |

| 候補者<br>番 号 | 氏名<br>(生年月日)                                   | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社<br>株式の数(株) |
|------------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 6          | さとう かつら<br>佐藤 桂<br>(1964年<br>3月4日)<br>(再任)     | 1986年10月<br>1990年3月<br>1997年6月<br><br>2000年12月<br><br>2002年8月<br><br>2003年1月<br><br>2004年4月<br>2007年5月<br>2007年6月<br>2008年6月<br>2012年8月<br>2015年6月<br>2017年12月<br>2017年12月<br><br>2019年8月 | 青山監査法人入社<br>公認会計士登録<br>ソフトバンク(株)(現ソフトバンクグループ(株))常<br>勤監査役<br>ソフトバンク・イーコマース(株)(現ソフトバンク<br>株) 取締役財務経理統括<br>ガンホー・オンライン・エンターテイメント(株)<br>社外取締役<br>ソフトバンク B B(株)(現ソフトバンク(株)) 管理本<br>部本部長<br>同社管理部門統括 関連事業総轄部長<br>佐藤桂事務所代表(現任)<br>(株)ベクター社外取締役<br>(株)カービュー 社外監査役<br>(株)ケイブ社外監査役<br>(株)S B I 証券社外監査役(現任)<br>当社社外取締役(現任)<br>gooddaysホールディングス(株)社外取締役<br>(現任)<br>(株)ケイブ社外取締役(監査等委員)(現任) | —                 |
| 7          | なおい しょうた<br>直井 聖太<br>(1980年<br>12月25日)<br>(新任) | 2005年4月<br>2008年9月<br><br>2009年10月<br>2012年5月<br>2012年10月<br>2013年12月<br><br>2014年12月<br>2015年2月<br>2015年4月<br>2015年5月<br>2015年11月<br>2017年10月<br>2018年3月<br>2018年8月                      | (株)ベンチャーリンク入社<br>(株)ネットプライスドットコム(現BEENOS(株))<br>入社<br>tenso(株)執行役員<br>同社代表取締役社長(現任)<br>TENSO UK LTD Direcort(現任)<br>(株)ネットプライスドットコム(現BEENOS(株))<br>取締役<br>同社代表取締役社長兼グループCEO(現任)<br>BEENOS Asia Pte.Ltd.Director(現任)<br>(株)ショップエアライン取締役(現任)<br>モノセンス(株)取締役(現任)<br>台湾転送股份有限公司董事長(現任)<br>BeeCruise(株)代表取締役社長(現任)<br>(株)帝国酒販(現JOYLAB(株)) 取締役<br>メトロエンジン(株)取締役(現任)                 | —                 |

| 候補者<br>番 号 | 氏名<br>(生年月日)                                  | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 ) |                                                   | 所有する当社<br>株式の数(株) |
|------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------------|
| 8          | せんとう けんいち<br>仙頭 健一<br>(1979年<br>7月4日)<br>(新任) | 2002年4月                                             | 富士通サポートアンドサービス(株)(現(株)富士通エフサス)入社                  | —                 |
|            |                                               | 2006年3月                                             | (株)ネットプライス(現BEENOS(株))入社                          |                   |
|            |                                               | 2012年2月                                             | モノセンス(株)代表取締役社長(現任)                               |                   |
|            |                                               | 2014年12月                                            | BEENOS(株)取締役(現任)                                  |                   |
|            |                                               | 2016年12月                                            | (株)SWATi(2019年7月にモノセンス(株)に吸収合併)代表取締役社長            |                   |
|            |                                               | 2017年10月                                            | BeeCruise(株)取締役(現任)                               |                   |
| 9          | たけうち たく<br>竹内 拓<br>(1974年<br>6月6日)<br>(新任)    | 1998年4月                                             | (株)NTTデータ入社                                       | —                 |
|            |                                               | 2000年4月                                             | (株)ネットプライス(現BEENOS(株))入社                          |                   |
|            |                                               | 2002年6月                                             | 同社執行役員ソリューション開発統括                                 |                   |
|            |                                               | 2007年10月                                            | 当社代表取締役社長                                         |                   |
|            |                                               | 2009年12月                                            | (株)ネットプライスドットコム(現BEENOS(株))取締役(現任)                |                   |
|            |                                               | 2013年4月                                             | 当社取締役会長                                           |                   |
|            |                                               | 2014年4月                                             | (株)ショップエアライン代表取締役社長(現任)                           |                   |
|            |                                               | 2014年6月                                             | Shop Airlines America, Inc. President and CEO(現任) |                   |
|            |                                               | 2014年8月                                             | Shop Airlines Europe. B.V. President and CEO(現任)  |                   |
|            |                                               | 2015年4月                                             | tenso(株)取締役(現任)                                   |                   |
|            |                                               | 2017年10月                                            | BeeCruise(株)取締役(現任)                               |                   |
|            |                                               | 2018年3月                                             | (株)帝国酒販(現JOYLAB(株))取締役(現任)                        |                   |

- (注) 1.中村浩二氏、直井聖太氏、仙頭健一氏及び竹内拓氏は当社の親会社であるBEENOS(株)の業務執行者であり、その地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)」欄に記載のとおりであります。なお、tenso(株)と当社は商品販売等の取引があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.尾嶋崇遠氏、植松勇人氏、丸尾隆氏、中村浩二氏、和出憲一郎氏及び佐藤桂氏は現在当社の取締役であり、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況は、事業報告の「4. (1)取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。
- 3.和出憲一郎氏及び佐藤桂氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

- 4.和出憲一郎氏を社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、同氏が企業経営及びコーポレート・コミュニケーションにおける幅広い見識を有しており、それらに基づく助言を期待するためであります。
- 5.佐藤桂氏を社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、同氏が公認会計士及び経営実務家として豊富な経験を有しており、会計の専門家としての視点からの的確な助言を期待するためであります。
- 6.和出憲一郎氏及び佐藤桂氏は、現在、当社の社外取締役であります  
が、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって和出憲一郎氏が4年、佐藤桂氏が2年となります。
- 7.当社は、和出憲一郎氏及び佐藤桂氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
- 8.直井聖太氏及び竹内拓氏は、原案どおり選任された場合、非業務執行取締役となる予定であります。当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

(ご参考)

| 氏 名    | 取締役会出席回数 | 出席率  |
|--------|----------|------|
| 尾嶋 崇遠  | 19回／19回  | 100% |
| 植松 勇人  | 19回／19回  | 100% |
| 丸尾 隆   | 19回／19回  | 100% |
| 中村 浩二  | 19回／19回  | 100% |
| 和出 憲一郎 | 19回／19回  | 100% |
| 佐藤 桂   | 19回／19回  | 100% |

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名（うち社外監査役2名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏名<br>(生年月日)                                    | 略 歴 、 当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社<br>株式の数(株) |
|------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | おかもと よしみつ<br>岡本 吉光<br>(1948年<br>10月21日)<br>(再任) | 1971年7月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行)入行<br>1982年1月 同行デュッセルドルフ支店支店長代理、資金為替係長<br>1987年10月 ドイツ住友銀行副社長<br>1989年6月 住友ファイナンス・インターナショナル・ロンドン副社長<br>1991年1月 住銀リース(株)国際業務部長<br>1991年12月 米国住銀リース・ニューヨーク副社長<br>1994年1月 住銀リース(株)営業開発部長<br>1996年10月 同社経理部長<br>2001年4月 三井住友銀オートリース(株)取締役財務経理部長<br>2004年6月 同社常任監査役<br>2005年8月 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(株)常勤監査役<br>2010年1月 独立行政法人鉄道・運輸機構監事<br>2011年12月 丸善工業(株)非常勤顧問(現任)<br>2012年6月 (株)クラレ監査役<br>2012年7月 りんかい日産建設(株)顧問<br>2015年4月 当社常勤社外監査役(現任) | 100               |
| 2          | じょうほ やすかず<br>上保 康和<br>(1956年<br>12月18日)<br>(再任) | 1979年4月 (株)ダイエー入社<br>2005年3月 同社財務本部長<br>2005年5月 同社財務本部長兼IR広報本部長<br>2006年12月 (株)ネットプライスドットコム(現BEENOS(株))社外監査役<br>2006年12月 (株)ネットプライス監査役<br>2007年4月 (株)ショッピングエアライン監査役(現任)<br>2007年7月 当社監査役(現任)<br>2008年7月 tenso(株)監査役(現任)<br>2012年2月 モノセンス(株)監査役(現任)<br>2015年12月 BEENOS(株)取締役(監査等委員)(現任)<br>2017年10月 BeeCruise(株)監査役(現任)<br>2018年3月 (株)帝国酒販(現JOYLAB(株))監査役(現任)                                                                                                        | —                 |

| 候補者<br>番 号 | 氏名<br>(生年月日)                                   | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                 |                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社<br>株式の数(株) |
|------------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3          | ほしの たかひろ<br>星野 隆宏<br>(1955年<br>11月22日)<br>(再任) | 1981年4月<br>1987年3月<br>1987年4月<br>1995年4月<br>1995年6月<br>2006年6月<br>2006年9月<br>2014年1月<br>2015年6月<br>2018年11月 | 裁判官任官(宇都宮地裁)<br>裁判官退官(東京地裁)<br>弁護士登録(第一東京弁護士会) 外立法律事務所入所<br>星野綜合法律事務所開設<br>(株)バイオ・フロンティア・パートナーズ監査役<br>(株)エンバイオ・ホールディングス監査役(現任)<br>(株)アクモス監査役<br>K&L Gates 外国法共同事業法律事務所パートナー(現任)<br>当社社外監査役(現任)<br>一般社団法人かけはし理事長(現任) | —                 |

- (注) 1.上保康和氏は当社の親会社であるBEENOS(株)の取締役(監査等委員)であり、その地位は、上記「略歴、当社における地位(重要な兼職の状況)」欄に記載のとおりであります。各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.岡本吉光氏、上保康和氏及び星野隆宏氏は現在当社の監査役であり、当社における地位及び重要な兼職の状況は、事業報告の「4.(1)取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。
- 3.岡本吉光氏及び星野隆宏氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
- 4.岡本吉光氏を社外監査役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、同氏が金融の実務家としての専門的知識に加え、複数社の監査役を務めた経験があり、企業経営に関する豊かな経験を有していることから、経営全般の監視と一層の適正な監査の実施が期待されるためであります。
- 5.星野隆宏氏を社外監査役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、同氏が弁護士として企業法務に精通すると同時に監査役としての人格及び識見を有することから、当社の企業統治への貢献が期待されるためであります。
- 6.岡本吉光氏及び星野隆宏氏は、現在、当社の社外監査役であります。が、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって岡本吉光氏が4年8ヶ月、星野隆宏氏が4年6ヶ月となります。
- 7.当社は、岡本吉光氏、上保康和氏及び星野隆宏氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を

限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としており、再任が承認された場合は、それぞれ当該契約を継続する予定であります。

(ご参考)

| 氏 名   | 取締役会出席回数 | 監査役会出席回数 |
|-------|----------|----------|
| 岡本 吉光 | 19回／19回  | 12回／12回  |
| 上保 康和 | 19回／19回  | 12回／12回  |
| 星野 隆宏 | 19回／19回  | 12回／12回  |

#### 第4号議案 当社とBEENOS株式会社との株式交換契約承認の件

当社及びBEENOS株式会社（以下「BEENOS」といいます。）は、2019年11月21日開催の両社の取締役会において、BEENOSを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約のご承認をお願い致したいと存じます。

なお、本株式交換は、BEENOSにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、当社においては、本総会における承認を受けた上で、2020年1月14日を効力発生日として行う予定です。

本株式交換の効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）に先立ち、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部において、2020年1月9日付で上場廃止（最終売買日は2020年1月8日）となる予定です。

本株式交換を行う理由及び本株式交換契約の内容の概要等、その他本議案に関する事項は、次のとおりです。

##### 1. 本株式交換を行う理由

BEENOSグループは、ITとインターネットをベースにグローバル領域において新しい市場を創造するために、コアバリューであるEコマース事業の「ノウハウ・データ」、インキュベーション事業の「世界中の投資先ネットワーク」をかけあわせて、日本と世界を繋ぐプラットフォームを生み出し続ける「グローバルプラットフォーマー」を目指し事業展開をしております。より具体的にはEコマース事業としては、①海外居住者向けに日本の商品を海外発送代行（転送）するサービス「tenso.com」や、商品を代理購入するサービス「Buyee」の運営に加えて、世界最大のマーケットプレイスeBayとの連携のもと、世界中の商品を日本に居ながら購入できるサービス「sekaimon」の運営を手掛けるクロスボーダー部門、②ブランド品、時計、アクセサリなどをお客様から宅配を使って買取り、ネットオークション等のチャネルを通じて販売するCtoBtoCモデルによるブランド品・アパレル買取販売事業Brandear（ブランドディア）、ワインやウイスキー等の酒類をお客様から店頭、出張または宅配を使って買取り、ネットオークションやショッピングモールを通じて販売するCtoBtoCモデルによる酒類買取販売事業JOYLAB（ジョイラボ）を手掛けるバリューサイクル部門、③タレントやキャラクターのライセンスを用いた商品プロデュースするグローバルプロダクト事業や、日本を代表するアーティストグループの公式グッズや販売サイトを運営するエンターテインメント事業を手掛けるリテールライセンス部門の大きく3部門から構成されます。また、インキュベーション事業は新興国・北米を中心とした海外におけるインターネット関連

事業、及び日本国内のインバウンド消費関連市場のスタートアップ企業への投資育成活動を展開するとともに、Eコマース事業で蓄積したビジネスノウハウと投資育成事業で構築した投資先企業群とのネットワークを活用し、今後の柱となる新規事業の創造を積極的に推進しております。

BEENOSは2006年に、事業の多角化のため、当社を連結子会社といたしました。当時BEENOSは、購入者の数が増えるごとに商品の価格が段階的に安くなる「ギャザリング」事業に特化しておりましたが、インターネットを使った二次流通事業に将来性を感じており、当社との相互送客により、事業の拡大及び企業価値の向上を図ることができると考えました。一方、当社がBEENOSの連結子会社となった理由は、買取業務として来店と出張買取を主としていたところ、宅配買取に特化することでユーザーの利便性を高めることができると考え、当該事業モデルの転換と、BEENOSの持つシステム開発力やWEBプロモーションノウハウ、また倉庫オペレーション力によって更なる事業の拡大を図ることができると判断したためです。その後、当社はリユース市場の拡大とともに、店舗を持たずにインターネットに特化したブランド・ファッションリユースという独自のポジショニングを構築することで成長を継続し、テレビCM等により知名度も向上したことにより、更なる成長をBEENOSとして予測する中で、販売商品となるリユース品の買取を販売に先行して行うことから多額の運転資金を必要とすること、店舗を持たずに宅配のみによる買取の形態をとっているため、買取成立前に査定希望商品を配送して頂く必要があることから、店舗型の買取に比べ信用力が重要な事業となっていました。そのような背景から、当社が東京証券取引所マザーズ市場に上場することで、BEENOSグループの資金配分方針に制限されずに資金調達することができ、かつ上場会社という独自の信用力を得ることが、結果としてBEENOSグループの企業価値向上に最適であるとの結論に至り、2016年8月に東京証券取引所マザーズ市場に上場を果たしました。当社は、上場を通じて、ブランド・ファッションのリユース市場をさらに拡大し、インターネット特化型のポジショニングを活かしてさらなる成長を目指すとともに、当社を含むBEENOSグループは、当社の上場会社としての独立した事業運営を維持しつつ、シナジー創出にまい進して参りました。

さらに、2018年9月には東京証券取引所市場第一部に市場変更を果たし、「実店舗で運営する」という従来のリユース業の既成概念にとらわれず、「宅配買取」という新しい事業モデルを確立し、市場規模が拡大傾向にあるリユース業界において、リユース・ブランド及びファッション商品等（バッグ、洋服、時計、アクセサリ、財布、その他）に特化した買取・販売を、ネット専業リユース事業として展開してまいりました。当社の事業の特徴としては、リユース品の買取及び販売のための店舗を設けず、買取は自社サイト等における受付及

び宅配便の利用により行い、販売は自社又は他社が運営するオークション・ECサイトを通じて行うことで、インターネットを活用した非対面によるサービスであるという点が挙げられます。このような業態の下、当社は、販売単価の水準に応じて商材ごとに、ハイブランド（1万円以上）、セカンドブランド（1,000円以上1万円未満）、カジュアルブランド（1,000円未満）と独自に市場を区分けした上、創業以来、セカンドブランド市場を主戦場としてその事業を展開してまいりました。

現在、当社の属するリユース業界では、スマートフォンを介して個人間売買ができるフリマアプリの急速な台頭等により、リユース業界全体の市場規模は拡大傾向にあります。具体的には、株式会社リフォーム産業新聞社により2019年5月11日付で発行された「リサイクル通信」内の記事（「データでみるリユース市場 最新版」）によれば、2017年度の国内小売リユースの市場規模は1.9兆円（うちブランド品/衣料・服飾雑貨が5,259億円）であったところ、2022年には3兆円規模にまで市場の拡大が見込まれています。一方で、フリマアプリやシェアリングの流行による中古市場活況の中、リユースサービスの利便性向上に伴うユーザーの選択肢が格段に広がったことで、サービスの選別がより厳しくなっており、競争が激化しております。当社においては、フリマアプリの急速な台頭により、これまで主戦場としていたセカンドブランド市場のうち低価格帯の商品を中心に競争が激化したことから、2019年9月期以降においては、セカンドブランド市場でも高額なエリア“セカンドハイ”（単価1万円近辺）において積極的に買取を強化するための諸施策を講じました。しかしながら、暖冬による冬物商材の販売不振の影響や、消費増税前に増加を見込んでいた中高額商材の販売需要が想定を下回ったことなどにより、売上高が伸び悩んでしまったこと、加えて、自社販路の開拓のために販売促進費（CM費用等）を積極的に投下したため、これによる費用がかさみ、利益面でも非常に厳しい経営成績となり、業績が急激に悪化しております。このような足元の業績の進捗状況等を勘案した結果、当社の取締役会は、2019年9月期の配当については無配とすることを決議しております（詳細は、2019年11月6日付「通期業績予想と実績値との差異及び配当（無配）に関するお知らせ」をご参照ください。）。

このように、2018年9月に東京証券取引所市場第一部に市場変更を果たした直後の事業年度である2019年9月期において、当社の事業戦略が当初見込んでいたとおりの効果をもたらさず、急激に業績が悪化している中、当社が更なる成長（持続）可能なビジネスモデルを構築するためには、買取業務を宅配買取に特化することによりユーザーの利便性向上を目指す、テレビCM等の広告戦略による認知度向上、またそれに基づくユーザー数の増加を目指すといった、現状の当社の事業戦略に基づく事業運営のみでは充分ではなく、フリマア

プリやシェアリング等をはじめとするユーザーの選択肢の一層の増加を背景としたリユースサービス全体の利便性の更なる向上に遅れることなく対応しつつ、利便性向上に伴い多様化・高度化するユーザーのニーズを的確に把握し、BEENOSグループのグローバルプラットフォーマーとしての総合力を活かして、国内・宅配買取特化型の現状のブランディアに留まらず、海外展開や新規買取戦略の実行、更には周辺・新規事業への展開等に果敢に取り組むことで、競合他社と差別化された、より一層付加価値の高いソリューションをユーザーに提供することが必要であると考えております。具体的には、BEENOSグループのEコマース事業における「tenso.com」「Buyee」「sekaimon」等のサービス運営により培ったネットワーク及びインキュベーション事業における投資先を含めたネットワークに基づく海外向けBtoC及びBtoBの販売チャネルを活用した海外販路の拡大や国内買取アライアンスの強化、またJOYLABが保有する実店舗開発のノウハウ・運用ナレッジ等を活用したブランディアの実店舗展開の検討等、現状の当社のリユース事業の更なる強化に加え、プロデューサー、エンジニア、デザイナー、SEOスペシャリスト、データアナリスト等のBEENOSグループが誇る人材リソースを最大限活用し、リユース事業の周辺領域における新たなサービスの展開や、顧客・買取販売価格データベースを活用したフィンテック等リユース事業周辺領域以外の新たな領域への進出を図る等、現状の当社のリユース事業に囚われない新たな事業展開を目指すことが必要であると考えており、ますます激化することが予想される競合事業者との戦いに、先んじてこれらの施策をスピーディに達成していくには、今まで以上に多くのBEENOSグループの経営資源を当社が迅速に活用していくことが不可欠であると認識しております。

しかしながら、当社が上場企業として独立した事業運営を行っているため、事業環境の変化に対応してBEENOSグループ全体での経営資源及びノウハウの相互活用等の一体運営等を迅速に行うことは、現状では難しい状況にあります。

そこで、BEENOSは、当社を含むBEENOSグループとしてのシナジーを最大限に発揮し、リユース業界における事業環境の急激な変化に迅速に対応しつつ持続的な成長を実現するための経営体制を構築する施策として、2019年9月頃より当社を完全子会社化（非公開化）することについての検討を開始いたしました。

その結果、BEENOSが当社を完全子会社化することで、BEENOSグループが享受できるメリットとしては以下のものを想定しております。

### ①BEENOSグループの経営資源を活用した成長戦略の加速

BEENOSが当社を完全子会社化することで、当社において、BEENOSのグローバルプラットフォーマーとしての総合力を背景として培われた、Eコマース事業における海外への販売ネットワーク、国内の買取アライアンス及び実店舗開発ノウハウ等、インキュベーション事業における投資先のネットワーク、資金力及び信用力、人的資源等の活用などが連結子会社としての現在の資本関係よりもより機動的に可能となり、当社の更なる成長が見込まれます。その結果として、BEENOSグループとしてのEコマース事業の成長戦略が加速することが期待されます。

### ②BEENOSグループ全体での一体的な事業運営の実現

当社を完全子会社化することで、BEENOSグループにおいて、グループ全体での成長戦略に沿った一体的な事業運営が可能となり、急速に変化する事業環境を捉えた成長戦略の遂行を加速させることができるものと考えております。

### ③BEENOSグループでのローコストオペレーションの推進

当社がBEENOSの完全子会社となり、上場廃止をした後は、BEENOSと当社間で重複するカスタマーサービス、倉庫業務、管理部門機能等の共有化により、BEENOSグループ全体としてのオペレーションの負荷低減と経費削減が可能となり、BEENOSとしても、利益率の向上を実現できるものと考えております。

また、BEENOSとしては、今後の当社の財務予測については一定の懸念を有しており、当社の今期の業績予想を踏まえた株式市場からの評価も当該業績予想を十分に反映したものとは考えておりません。今後も当社による増収増益の計画は未達に終わる可能性が相応にある中では、今このタイミングで完全子会社化を実施し、迅速な意思決定に基づく各種施策等に取り組みない場合は、これまで多額の広告宣伝費をかけて構築してきたブランディアというブランド価値が毀損するとともに、当社の既存株主に株価下落を通じた更なる経済的なデメリットを与えてしまう懸念を有しております。

上記の検討を踏まえた結果、BEENOSは、BEENOSが当社を完全子会社化することが、当社の少数株主が将来の更なる市場環境の変化等のリスクを負担することを回避し、現在のBEENOSと当社における親子上場に係る潜在的な利益相反の可能性を排除しつつ、BEENOSグループにおける経営資源の最適配分を実現させ、BEENOSグループの企業価値の最大化、ひいては当社の中長期的な企業価値の向上に資する最善の策であると判断し、2019年10月中旬、当社に対して本株式交換の申入れを行いました。

一方、当社においては、上記のとおり、当社の属するリユース業界は、今後も引き続きその市場の拡大が見込まれているものの、CtoCモデルによる新たな事業形態としてのフリマアプリの急速な台頭による競争の激化により、これまで主戦場としていたセカンドブランド市場のうち低価格帯の商品を中心に、粗利率の低下等の影響を受け、収益を効果的に伸ばせていない状況にあります。このような競争環境の激化は今後も継続していくことが見込まれるところ、当社としては、フリマアプリなどの新規事業者の台頭による従来の主戦場のレッド・オーシャン化を前提に、積極的に新たな業態の追加や、販路の拡大、新規サービスの展開等をより迅速かつ効果的に推進していき、売上高を増加させて利益の拡大を図っていくことの重要性がますます高まっていくと考えております。この点、当社においても、従来の主戦場における競争の激化を受け、2019年9月期以降においては、セカンドブランド市場でも高額なエリア“セカンドハイ”（単価1万円近辺）において積極的に買取を強化する方針を打ち出し、株式会社wajaのマーケット事業の譲受により国内未発売のインポート商品や新品商材を新たに追加して品揃えの拡充を図るほか、試着やレンタルサービスなどの周辺サービスの展開などにより、収益の改善を企図した各種施策に取り組んでおります。もっとも、これらの施策は、いずれも当社の現状の業態を基礎とした取り組みであるところ、当社としては、2020年9月期の業績予想としても、同事業年度の売上高を10,537百万円と予想しており（詳細は、当社による2019年11月6日付「2019年9月期 決算短信〔日本基準〕（非連結）」をご参照ください。）、近年の売上高の水準は維持しつつも、前年度に比して売上高の増加には至らない見込みであり、リユース業界における急速な市場規模の拡大の下、マーケットチャンスを実効果的に取り込んでいくという観点からは、現状の取り組みを一層加速させる必要があるものと認識しております。

しかしながら、当社の人員規模としては、従業員数はわずか92名（臨時雇用者数を除く2019年9月末時点）であり、上級エンジニアなどの高度な技能を有するIT関連の人材に乏しく、また、ネット専業リユース事業におけるセカンドブランド市場に特化したノウハウの蓄積はあるものの、それ以外のノウハウは必ずしも十分に蓄積されてはおりません。

このような状況において、当社は、BEENOSから本株式交換の申入れを受けました。当社は、下記3（4）①「公正性を担保するための措置」及び②「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、様々な措置を講じ、かかる申入れを慎重に検討し、BEENOSとの協議を重ねた結果、当社が本株式交換によってBEENOSの完全子会社となることにより、当社において以下のメリットが見込まれるとの認識に至りました。

(a) BEENOSグループの経営資源の活用を前提に、新たな業態の追加や、販路の拡大などが期待できること

(ア) 実店舗の展開や新たなECサイトの構築等による新たな収益軸の創造が期待できること

BEENOSグループの経営資源の徹底的な活用により、これまで当社が取り組んでいなかった市場に参入すべく、①買取においては、従来のネット専業による当社の業態に追加して、新たに実店舗の展開を行うことを検討したり、また、②販売においては、ECサイトを新たに構築し、国内及び海外での販売を積極的に行うことで、売上の拡大を目指すことが可能になると考えております。

かかる施策に投下されるBEENOSグループの経営資源としては、まず、①実店舗の展開については、酒類の買取・販売を行うBEENOSグループ子会社のJOYLAB株式会社において、既に実店舗の展開及び運用ノウハウが相当程度蓄積されており、同社のノウハウを活用できるほか、tenso株式会社や株式会社ショップエアラインにて蓄積された海外展開のノウハウを活用していくことが期待できると考えております。また、②新たなECサイトの構築については、Eコマース事業で培われたBEENOSグループの誇る人材（プロデューサー、エンジニア、デザイナー等）を徹底的に活用することで実現できると考えております。

(イ) 海外販路の拡大が期待できること

BEENOSグループにおいては、Eコマース事業の中でも特にクロスボーダー部門が中核事業となっており、クロスボーダー取引に係るノウハウが十分に蓄積されているほか、海外へのネットワークも豊富であるため、これらのノウハウやネットワークを活用することにより、当社において、海外販路の飛躍的な拡大が期待できると考えております。

(b) 長期的な視点による事業戦略の策定及び迅速な意思決定が実現できること

上記のとおり、リユース業界における競争が激化していく中、積極的に新たな業態の追加や、販路の拡大、新規サービスの展開等をより迅速かつ効果的に推進していくことが当社の重要な課題となっているところ、BEENOSグループの経営資源を活用した上記の施策は、当社の収益の改善に資するものと考えております。

しかしながら、当社は、上場企業として、少数株主の利益を損なわないよう、短期的な業績確保に一定の比重を置いた経営を行う必要があるところ、BEENOSとしては、上記の施策を中長期的に成功させるため、短期

的には減収、赤字となることも想定し、積極的に先行投資を行う方針とのことであり、このような短期的に収益の悪化をもたらし得る、実店舗の展開や新たなECサイトの構築のための大胆な先行投資は、当社の少数株主の皆様から十分な理解を得ることが必ずしも容易ではないと考えております。

そのため、当社がBEENOSの完全子会社となることによって、より長期的な視点での柔軟な事業戦略の策定が容易になるほか、当社とBEENOSの利害関係を完全に一致させることにより、親子上場に伴う親会社とその他の少数株主の利益相反を回避することができ、短期的な業績に左右されない大胆な経営方針の下、迅速かつ機動的な意思決定も可能になると考えております。

なお、当社は、2016年8月に東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場させ、2018年9月に同取引所市場第一部に市場変更しており、上場以降、約3年が経過しております。当社としては、当初は市場からの資金調達の可能性も視野に入れていたものの、結果的にはそのような実績もなく、かかる観点からの上場メリットは享受できませんでした。また、この3年間においても、当社を取り巻く市場環境は急速なスピードで変化してまいりました。上記のとおり、当社は、このような市場環境の変化に対応すべく、収益の改善のための各種施策に取り組んでおりますが、いずれも当社の現状の業態を基礎とした取組みであり、リユース業界における急速な市場規模の拡大の下、マーケットチャンスを効果的に取り込んでいくためには、現状の取組みだけでは必ずしも十分ではなく、BEENOSグループの経営資源を前提に、当社の経営資源のみでは実現できなかった大胆な施策を早期に講じる必要性は非常に高いと考えております。

#### (c) 上場維持による経営負担の解消

昨今、政府主導の未来投資会議において、親子上場に関し、構造上の利益相反リスクとその対応策等について議論が重ねられており、経済産業省策定の2019年6月28日付「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」においても、上場子会社においては、「取締役会における独立社外取締役の比率を高めること（1／3以上や過半数等）を目指すことが基本」とされているなど、親子上場に対する経営監視の目は一層厳しくなっている状況にあります。このような議論の状況に照らすと、当社が今後、市場からの厳しい監視の目に耐え得る水準を確保しながら上場を維持していくためには、社外取締役の比率を過半数にまで高めることの検討も含め、これまで以上に利益相反リスクを念頭に置いたガバナンスの強化を図ることが不可欠となります。さらに、当社は、有価証券上場規程第311条第1項第1号に定める通り、2018年9月30日時点の株主数が東京証券取引所市場第一部銘柄から市場第二部銘柄へ指定替え基準に定める所要数

(2,000人)未滿となっていることから、2019年1月10日に東京証券取引所市場第一部からの指定替えによる猶予期間入りが発表されている状態であり、今後市場第一部での上場を維持するためには、当該所要数を満たすため、株主数を増加させる施策等を実施する必要があります。このように、当社が今後上場を維持するための経営負担は決して小さくなく、本株式交換による非上場化の実現によって、上場維持による経営負担が解消される効果は少なくないと考えております。

なお、当社においては、本株式交換を前提とせずに2020年9月期以降の財務予測を策定しており、当該財務予測においては、当社の現状の業態を基礎として、収益の改善に向けた各種施策による一定の業績回復を見込んでおります。もっとも、上記のとおり、市場環境における競争が急速に激化している中、2019年9月期においては業績予想を大きく下回ったこと等も考慮すると、当社としては、今後の増収増益の実現可能性を一層高めるためには、現状の業態に加えて、BEENOSグループの経営資源の活用を前提とした、当社の経営資源のみでは実現できない施策についても可能な限り早期に取り組んでいくことが有益であり、また、長期的にも当社の企業価値の継続的かつ持続的な維持・向上に資するものと考えております。

以上のような両社における認識の下、さらに両社で協議・交渉を重ねた結果、BEENOSによる当社の完全子会社化により、両社の経営資源のより迅速かつ円滑な相互活用を可能とする体制を構築し、グループ全体としての投資・事業戦略をスピーディに実施することが可能となることで、当社の企業価値の更なる向上、ひいてはBEENOSグループ全体の企業価値の更なる向上が期待できるという認識を共有するに至りました。

また、完全子会社化によりもたらされる企業価値の向上を当社の株主の皆様にも享受いただくためにも、現金を対価として交付する方法ではなく、BEENOSの株式を対価として交付する本株式交換の方法により、当社の少数株主の皆様にも本株式交換後も引き続きBEENOSの株主となつていただくことが最適な選択であるという認識を共有するに至りました。

## 2. 本株式交換契約の内容の概要

当社及びBEENOSが2019年11月21日に締結した本株式交換契約の内容は、次のとおりです。

### 株式交換契約書（写）

BEENOS株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社デファクトスタンダード（以下「乙」という。）は、2019年11月21日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条 （株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。
2. 本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。
  - (1) 株式交換完全親会社  
商 号：BEENOS株式会社  
住 所：東京都品川区北品川四丁目7番35号
  - (2) 株式交換完全子会社  
商 号：株式会社デファクトスタンダード  
住 所：東京都大田区平和島三丁目3番8号

#### 第2条 （株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に0.29を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.29株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定に従って甲が乙の株主に割り当てるべき甲の普通株式の数に1に満たない端数がある場合、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき処理する。

#### 第3条 （株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

#### 第4条 （効力発生日）

効力発生日は、2020年1月14日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

#### 第5条 （株式交換承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。

#### 第6条 （自己株式の消却）

乙は、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会の決議により、基準時において消却する。

#### 第7条 （新株予約権の消却等）

乙は、効力発生日の前日までに、その発行する新株予約権の全部を無償取得した上で、消却その他の方法により消滅させる。

#### 第8条 （会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間に、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行う。

#### 第9条 （剰余金の配当）

1. 甲は、2019年9月30日の最終の自らの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、普通株式1株当たり金18円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本締結日後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

#### 第10条 （本契約の変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第11条 （本契約の効力）

本契約は次の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

- (1) 第5条第1項ただし書の規定による甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに、本契約につき甲の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (2) 効力発生日の前日までに、本契約につき第5条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (3) 前条に基づき本契約が解除された場合

#### 第12条 （裁判管轄）

本契約に関連する甲乙間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第13条 （誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関する事項につき疑義が生じた場合は、甲及び乙は、相互に誠実に協議して解決に努める。

本契約成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成し、それぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

2019年11月21日

甲： BEENOS株式会社  
東京都品川区北品川四丁目7番35号  
代表取締役社長 直井 聖太

乙： 株式会社デファクトスタンダード  
東京都大田区平和島三丁目3番8号  
代表取締役社長 尾嶋 崇遠

### 3. 交換対価の相当性に関する事項

#### (1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

##### ① 本株式交換に係る割当ての内容

|                     | BEENOS<br>(株式交換完全親会社)      | 当社<br>(株式交換完全子会社) |
|---------------------|----------------------------|-------------------|
| 本株式交換に係る割当比率        | 1                          | 0.29              |
| 本株式交換により交付する<br>株式数 | BEENOSの普通株式：1,133,895株（予定） |                   |

##### (注1) 株式の割当比率

当社株式1株に対して、BEENOSの普通株式（以下「BEENOS株式」といいます。）0.29株を割当交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

##### (注2) 本株式交換により交付するBEENOSの株式数

BEENOSは、本株式交換に際して、BEENOSが当社の発行済株式（但し、BEENOSが保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の当社の株主の皆様（但し、BEENOSを除きます。）に対して、その保有する当社株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のBEENOS株式を割当交付する予定ですが、交付するBEENOS株式については、新たに発行するBEENOS株式を使用する予定です（但し、BEENOSの判断により、上記に従い交付されるBEENOS株式の一部として、BEENOSが保有する自己株式を充当する可能性があります。）。なお、当社は、本効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。本株式交換により割当交付するBEENOS株式の総数については、当社による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

##### (注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、1単元（100株）未満のBEENOS株式（以下「単元未満株式」といいます。）を保有することとなる当社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、以下の制度をご利用いただくことができます。

① BEENOS株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株式を保有することとなる株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることができる制度です。

② BEENOS株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及びBEENOSの定款の規定に基づき、単元未満株式を保有することとなる株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の株式をBEENOSから買い増すことができる制度です。なお、BEENOSは、現時点ではかかる買増制度を採用しておりませんが、2019年12月20日開催予定のBEENOSの定時株主総会において単元未満株式の買増制度の導入に伴う定款の一部変更の効力が発生することを条件にかかる買増制度を新設する予定です。

（注4） 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、BEENOS株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のBEENOS株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

a. 割当ての内容の根拠及び理由

BEENOS及び当社は、本株式交換に用いられる上記①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、BEENOSは大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、当社は株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。また、両者から独立したリーガル・アドバイザーとして、BEENOSは西村あさひ法律事務所を、当社はシティューワ法律事務所をそれぞれ選定いたしました。

BEENOSにおいては、下記（4）①「公正性を担保するための措置」に記載の通り、第三者算定機関である大和証券から2019年11月20日付で提出を受けた算定書における株式交換比率の算定結果、リーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言等を踏まえて、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向や過去の国内上場企業と当該企業の親会社との間の株式交換事例において決定した株式交換比率に付与されたプレミアムの水準等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、本株式交

換比率は妥当であり、BEENOSの株主の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

当社においては、下記（４）①「公正性を担保するための措置」及び②「利益相反を回避するための措置」に記載の通り、第三者算定機関であるAGSコンサルティングから2019年11月20日付で受領した株式交換比率に係る算定書の算定結果、リーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所からの助言、支配株主であるBEENOSとの間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される特別委員会（詳細については、下記（４）②「利益相反を回避するための措置」をご参照ください。）からの指示、助言及び2019年11月20日付で受領した答申書の内容、さらには、BEENOS及び当社の財務状況、業績動向、株価動向、上場親会社による上場子会社の完全子会社化を目的とした他の株式交換事例における株式交換比率に付与されたプレミアムの水準等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねました。そして、本株式交換比率については、(a)下記b. イ「算定の概要」に記載の通り、AGSコンサルティングから受領した株式交換比率の算定結果のうち、市場株価法の算定レンジの上限を上回り、加えて、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の算定レンジの範囲内であることから、当該算定結果に照らして合理的な水準にあると認められること、(b)本株式交換の実施の決定に係る公表日の前営業日である2019年11月20日の東京証券取引所市場第一部におけるBEENOS株式の終値（1,702円）及び当社株式の終値（364円）を基準にしたプレミアムの割合は35.6%であり、上場親会社による上場子会社の完全子会社化を目的とした他の株式交換事例における株式交換比率に付与されたプレミアムの水準と比較しても遜色のない相応なプレミアムが付与されていると評価できること、(c)下記（４）①「公正性を担保するための措置」及び②「利益相反を回避するための措置」に記載の通り、本株式交換の条件の公正性を担保するための手続上の措置が講じられており、少数株主の利益への配慮がなされていると考えられること等を踏まえ、当社の少数株主の皆様にも不利益なものではないとの判断に至ったことから、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

BEENOS及び当社は、上記のそれぞれにおける検討を踏まえて両社間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当なものであり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、2019年11月21日開催のBEENOS及び当社の取締役会の決議に基づき、同日付で、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更すること

があります。

b. 算定に関する事項

ア 算定機関の名称及び両社との関係

BEENOSのフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である大和証券及び当社のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）であるAGSコンサルティングは、いずれもBEENOS及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

イ 算定の概要

本株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、BEENOSは大和証券を第三者算定機関として選定し、当社はAGSコンサルティングを第三者算定機関として選定し、それぞれ本株式交換に係る割当比率の算定・分析を依頼しました。

大和証券は、BEENOS及び当社について、両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

市場株価法においては、2019年11月20日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日の終値、算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用して算定いたしました。

DCF法では、BEENOSについて、BEENOSが作成した2020年9月期から2022年9月期までの財務予測等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、BEENOSが将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価しています。なお、BEENOSが作成した財務予測には連結子会社である当社の財務予測も含まれておりますが、当社から受領した財務予測の達成確度については、当社の2019年9月期の業績実績を踏まえると、BEENOSとして一定の懸念を有していることから、2021年9月期及び2022年9月期の財務予測に対して一定の修正を加えた財務予測を採用しております。

また、当社については、当社から受領した資料や公表情報をもとに当社が作成した2020年9月期から2022年9月期までの財務予測等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、上記記載の通り当社から受領した財務予測の達成確度については、当社の2019年9月期の業績実績を踏まえると、BEENOSとして一定の懸念を有していることから、2021年9月期及び2022年9月期の財務予測に対して一定の修正を加えた財務予測を採用しております。その上で、当該修正財務予測に基

づく当社が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価しています。

各評価方法によるBEENOS株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社株式の株式価値の評価レンジは、以下のとおりとなります。

| 採用手法  | 株式交換比率の算定結果 |
|-------|-------------|
| 市場株価法 | 0.21～0.25   |
| DCF法  | 0.25～0.34   |

なお、大和証券がDCF法による算定の前提としたBEENOSの財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2020年9月期において、BEENOSグループ内の人員配置の見直し等によるクロスボーダー事業の販売管理費削減、インキュベーション事業における投資利益の実現等により、連結営業利益が約30億円（前年同期比約75.7%の増加）となり、大幅な増益となることを見込んでおります。また、本株式交換後の各種施策の効果等につきましては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味しておりません。

他方、大和証券がDCF法による算定の前提とした当社の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2020年9月期に、広告宣伝費の適正化等による販売管理費削減及び高価格帯商品の取扱い拡大等により、営業利益が約2億円（前年同期比約529.4%の増加）の大幅な増益、2021年9月期に、販売チャネルの拡大による個人買取事業及び法人買取事業の売上増加等により、営業利益が約6億円（前年同期比約169.2%の増加）の大幅な増益、2022年9月期に、2021年9月期に見込んでいる販売チャネルの拡大による個人買取事業及び法人買取事業の売上増加の効果継続等により、営業利益が約8億円（前年同期比約46.4%の増加）の大幅な増益となることを見込んでおります。また、本株式交換後の各種施策の効果等につきましては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味しておりません。

大和証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全である

ことを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。但し、当社の財務予測においては、当社の2019年9月期の業績実績を踏まえると、BEENOSとしてその実現可能性について一定の懸念を有していることから、2021年9月期及び2022年9月期の財務予測に対してBEENOSに確認の上、一定の修正を加えた財務予測を採用しております。大和証券は株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で大和証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としております。BEENOS及び当社並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、提供された両社の財務予測その他将来に関する情報が、両社の経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討又は作成されていることを前提としており、BEENOSの同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券の算定は、2019年11月20日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

なお、大和証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

AGSコンサルティングは、BEENOS株式及び当社株式がいずれも金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映させるためDCF法を採用して各社の株式価値の算定を行いました。

各評価方法によるBEENOS株式1株あたりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

| 採用手法  | 株式交換比率の算定結果 |
|-------|-------------|
| 市場株価法 | 0.21～0.24   |
| DCF法  | 0.28～0.53   |

市場株価法においては、BEENOSについては、2019年11月20日を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるBEENOS株式の基準日の株価終値、2019年10月21日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2019年8月21日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2019年5月21日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。また、当社については、2019年11月20日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の基準日の株価終値、2019年10月21日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2019年8月21日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2019年5月21日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、BEENOSについては、BEENOSが作成した2020年9月期から2022年9月期までの事業計画に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を算定しております。割引率は5.45%～7.45%を採用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0.5%として算定しております。また、当社については、当社が作成した2020年9月期から2022年9月期の事業計画に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は5.43%～7.43%を採用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0.5%として算定しております。なお、算定の前提としたBEENOS及び当社の事業計画は、いずれも本株式交換の実施を前提としておりません。

AGSコンサルティングは、株式交換比率の算定に際して、BEENOS及び当社から提供を受けた情報及び市場データ等の一般に公開されている情報並びに財務、経済及び市場に関する指標等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性、妥当性及び完全性の検証は行っておらず、その義務を負うものではなく、それらを保証するものではありません。また、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性のある事実でAGSコンサルティングに対して未開示の事実は存在しないことを前提としております。

AGSコンサルティングがDCF法による算定の前提としたBEENOS及び当社の事業計画については、AGSコンサルティングにおいて、BEENOS及び当社のそれぞれに対するインタビューを実施し、その策定手続及び内容を検証し、株式交換比率の算定の前提として特に不合理な点がないことを確認した上で、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提とし

ております。

なお、これらの事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度を含んでおります。具体的には、BEENOSにおいては、2020年9月期に、BEENOSグループ内の人員配置の見直し等によるクロスボーダー事業の販売管理費削減、インキュベーション事業における投資利益の実現等により、連結営業利益が約30億円（前年同期比75.7%の増加）となり、大幅な増益となることを見込んでおります。当社においては、2020年9月期に、広告宣伝費の適正化等による販売管理費削減及び高価格帯商品の取扱い拡大等により、営業利益が約2億円（前年同期比548.3%の増加）となり、大幅な増益を見込んでおります。2021年9月期に、販売チャネルの拡大による個人買取事業及び法人買取事業の売上増加等により、売上高が約139億円（前年同期比約31.8%の増加）、営業利益が約6億円（前年同期比171.2%の増加）となり、2022年9月期に、2021年9月期に見込んでいる販売チャネルの拡大による個人買取事業及び法人買取事業の売上増加の効果継続等により、営業利益が約10億円（前年同期比75.8%の増加）となり大幅な増益となることを見込んでおります。

#### （2）BEENOSの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加するBEENOSの資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条の規定に従い、BEENOSが決定いたします。これは、BEENOSの財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

#### （3）交換対価としてBEENOS株式を選択した理由

BEENOS及び当社は、本株式交換の対価として、BEENOS株式を選択いたしました。

BEENOS株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換後も引き続き流動性を有するため取引機会が確保されていること、また、当社の株主の皆様が本株式交換による当社の完全子会社化により生ずる企業価値向上の効果を享受することが可能であること等を考慮して、上記の選択は適切であると判断いたしました。

#### （4）当社の株主の利益を害さないように留意した事項

##### ① 公正性を担保するための措置

BEENOS及び当社は、BEENOSが既に当社の発行済株式数（9,140,000株）から自己株式数（15,016株）を減じた株式数の57.15%に相当する5,215,000株の普通株式を保有する（2019年9月30日現在）当社の親会社であること、及び、BEENOSの代表取締役副社長兼グループCFO中村浩二

氏が当社の取締役を、また、BEENOSの社外取締役（監査等委員）上保康和氏が当社の監査役を兼務していることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

a. 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

BEENOSは、BEENOS及び当社から独立した第三者算定機関である大和証券を選定し、2019年11月20日付で、本株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記（１）②b. 「算定に関する事項」をご参照ください。なお、BEENOSは、大和証券より、本株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

一方、当社は、BEENOS及び当社から独立した第三者算定機関であるAGSコンサルティングを選定し、2019年11月20日付で、本株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記（１）②b. 「算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社は、AGSコンサルティングより、本株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、AGSコンサルティングの報酬は、固定額となっており、成功報酬は採用していません。

b. 独立した法律事務所からの助言

BEENOSは、本株式交換に際して、BEENOS及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続について法的助言を受けております。

当社は、本株式交換に際して、BEENOS及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続について法的助言を受けております。

② 利益相反を回避するための措置

BEENOSは既に当社の発行済株式数（9,140,000株）から自己株式数（15,016株）を減じた株式数の57.15%に相当する5,215,000株の普通株式を保有する（2019年9月30日現在）当社の親会社であること、及び、BEENOSの代表取締役副社長兼グループCFO中村浩二氏が当社の取締役を、また、BEENOSの社外取締役（監査等委員）上保康和氏が当社の監査役を兼務していることから、当社は、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

a. 当社における、利害関係を有しない特別委員会からの意見書の取得

当社は、2019年10月中旬にBEENOSから本株式交換の申入れを受けたことを受け、2019年10月23日、本株式交換が当社の少数株主に不利

益でないかを確認し、本株式交換の公正性及び透明性を確保するため、BEENOSとの間で利害関係を有しておらず、当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている佐藤桂氏（佐藤桂事務所 公認会計士）及び和出憲一郎氏（当社取締役）、並びにBEENOSとの間で利害関係を有しておらず、当社の社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている星野隆宏氏（K&L Gates 外国法共同事業法律事務所 弁護士）及び岡本吉光氏（当社常勤監査役）の4名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し（なお、本特別委員会の委員長については、当社の取締役会の構成員として経営判断に直接関与する立場にあり、当社の事業に相当程度の知見を有していること、また、公認会計士として本株式交換を検討する専門性・適格性を有すること等を踏まえ、佐藤桂氏が就任しております。特別委員会の委員の報酬は、時間制報酬となっており、成功報酬は採用していません。）、本株式交換を検討するにあたって、本特別委員会に対し、(a)本株式交換の目的の正当性・合理性（本株式交換が当社の企業価値の向上に資するかを含む。）、(b)本株式交換の条件の公正性（株式交換比率の妥当性を含む。）、(c)本株式交換に係る手続の公正性、(d)本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問いたしました。

本特別委員会は、2019年11月5日から2019年11月20日までに、会合を合計6回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、まず初回の特別委員会において、当社が選任した第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーにつき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれを当社の第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーとして承認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認するとともに、BEENOSとの交渉過程への関与方針として、直接の交渉は当社の社内者やアドバイザーが行うこととしつつ、交渉担当者から適時に状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことなどにより、本株式交換の条件に関する交渉過程に実質的に関与することを確認しました。その上で、本特別委員会は、当社から、当社の事業内容、業績、経営環境、主要な経営課題、株式交換比率の前提となる当社の事業計画の策定手続及び内容、本株式交換による当社の事業への影響等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、BEENOSに対して本株式交換の目的等に関する質問状を送付した上で、BEENOSから、本株式交換を提案するに至った理由及び背景、本株式交換の目的、本株式交換によって見込まれるシナジーその他の影響の内容、本株式交換後に予定している当社の経営体制の方針等について説明を受け、質疑応答を行いました。

た。また、当社の第三者算定機関であるAGSコンサルティングから、BEENOSに対する財務・税務デュー・ディリジェンスの結果等に関する説明、並びに本株式交換における株式交換比率の評価の方法及び結果に関する説明を受け（なお、AGSコンサルティングは、株式交換比率の算定の基礎とされたBEENOS及び当社の各事業計画について、各社との質疑応答を通じてその合理性を確認しております。）、質疑応答を行った上で、その合理性について検討しました。さらに、当社のリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法及び過程、公正性を担保するための措置、利益相反を回避するための措置、本特別委員会の役割についての説明を受けるとともに、BEENOSに対する法務デュー・ディリジェンスの結果等に関する説明を受け、質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、2019年11月13日にBEENOSから受領した株式交換比率の提案について、シティユーワ法律事務所から適時に報告を受けた上で、同年11月14日の特別委員会において、AGSコンサルティングによる株式交換比率の算定結果の中間報告及び質疑応答を踏まえた検討を行い、BEENOSの提案に係る株式交換比率は、一定の合理的な水準にあると考えられたものの、可能な限り当社の少数株主の利益に配慮する観点から、交渉方針としては、一度はBEENOSに対し、より高い比率での株式交換比率の提案を求めることが望ましいとの意見に至り、同年11月15日に、より高い比率の株式交換比率の提案を検討されたい旨の書面をBEENOSに対して送付するなど、BEENOSとの交渉過程に実質的に関与いたしました。

なお、市場株価法による株式交換比率の算定の合理性に関し、当社が2019年11月6日付「通期業績予想と実績値との差異及び配当（無配）に関するお知らせ」において、2019年9月期の実績値が通期業績予想を下回った旨、及び2019年9月期の配当を無配とする旨を公表しているところ、本特別委員会は、上記の公表については、当社において、自社販路の売上高比率を高めるべく、2019年9月期の上半期に販売促進費を積極的に投下したものの、第1四半期の暖冬による冬物商材の販売不振や、フリマアプリの浸透を背景に自社販路の集客に苦戦したことにより増収を実現することができなかったことによる旨を確認しており、その他当社の市場株価の推移等に照らしても、当社又はBEENOSにおいて、本株式交換の成立を容易にするために恣意的に公表されたものではないことを確認しております。

本特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換に係る決定は、当社の少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を、2019年11月20日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

- b. 利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した2019年11月21日開催の当社の取締役会においては、利益相反を回避する観点から、当社の取締役のうち、BEENOSの代表取締役副社長兼グループCFOを兼務している中村浩二氏は議案の審議及び決議には参加せず、中村浩二氏を除く他の取締役5名において審議の上、その全員一致により承認可決されております。また、上記の取締役会には、上保康和氏を除く監査役2名が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。上保康和氏は、BEENOSの社外取締役（監査等委員）を兼務していることから、利益相反の疑いを回避するため、上記取締役会における本株式交換に関する審議には参加しておらず、意見を述べることを差し控えております。

なお、同様の観点から、上記中村浩二氏及び上保康和氏は、当社の立場において本株式交換に係る協議及び交渉に参加しておりません。

#### 4. 交換対価について参考となるべき事項

##### (1) BEENOSの定款の定め

BEENOSの定款は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.defactostandard.co.jp/>）において掲載しております。

##### (2) 交換対価の換価の方法に関する事項

###### ① 交換対価を取引する市場

BEENOS株式は、東京証券取引所市場第一部において取引されております。

###### ② 交換対価の取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者

BEENOS株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社等）において取引の媒介、取次等が行われています。

###### ③ 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

該当事項はありません。

##### (3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2019年11月21日）の前営業日を基準として、1ヶ月間及び3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部におけるBEENOS株式の終値の平均は、それぞれ1,434円及び1,314円です。

また、BEENOS株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト（<http://www.jpx.co.jp/>）等でご覧いただけます。

(4) BEENOSの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

BEENOSは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

5. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

当社が発行している全ての新株予約権については、本効力発生日の前日まで当社がその全てを新株予約権者から無償で取得し、消却する予定です。かかる定めについては、行使価額が当社の株価水準を大きく上回っており、行使価額が当社の株価を下回る可能性は低いことから相当であると判断しております。

なお、当社は、新株予約権付社債を発行しておりません。

6. 計算書類等に関する事項

(1) BEENOSの最終事業年度に係る計算書類等の内容

BEENOSの最終事業年度（2019年9月期）に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.defactostandard.co.jp/>) において掲載しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

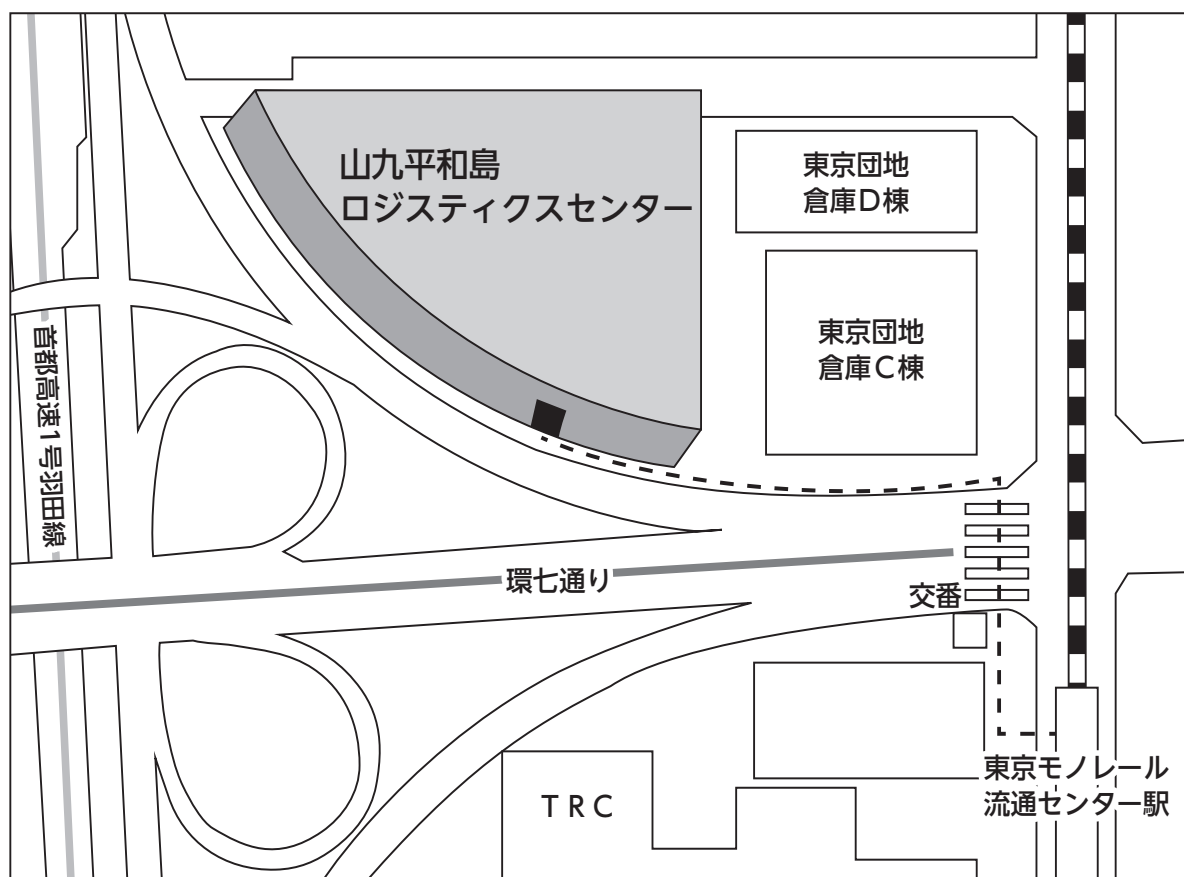
本株式交換契約の締結

当社及びBEENOSは、2019年11月21日に、BEENOSを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記2. 「本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都大田区平和島三丁目3番8号  
山九平和島ロジスティクスセンター 7階  
TEL 03-4405-8177



交通 東京モノレール 流通センター駅より 徒歩約5分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。